

### 3 交通安全対策に係る助成

#### (1) トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査助成

##### 1) 対象者

- ① (一社)東京都トラック協会会員(会費未納がないこと。)
- ② 都内の営業所に勤務している運転者等が検査を受け、平成30年12月28日までに助成金の申込みをし、平成31年2月15日までに助成金の請求が完了するもの。

##### 2) 申込受付期間

平成30年4月10日から平成30年12月28日まで(FAX・郵送可)。

##### 3) 指定検査機関(平成30年4月現在)

###### ① NPO法人 睡眠健康研究所

(東京都世田谷区羽根木1-25-16 ☎03-5355-9941)

###### ② NPO法人 ヘルスケアネットワーク(OCHIS)

(東京都千代田区神田小川町1-3-1 ☎03-3295-1271)

###### ③ (一財)運輸・交通SAS対策支援センター

(東京都新宿区四谷3-2-5 ☎03-3359-9010)

##### 4) 助成対象検査

睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査のうち健康保険適用外である、

- ・第1次検査(簡易アンケートによるチェック、解析・判定)
- ・第2次検査(パルスオキシメーター等による簡易スクリーニング検査)

(検査機器は貸出となりますので、検査機関に出向く必要はありません。)

が対象になります。

##### 5) 助成人数

2,000名(定員になり次第締め切り)

##### 6) 助成金額

1事業者あたり30名まで、1人4,000円を助成(全ト協2,500円、東ト協1,500円)。

再検査費用は、1人500円を助成(東ト協500円)。

#### 【 問い合わせ先 】

(一社)東京都トラック協会 運行管理部業務課

☎03-3359-6257

#### (2) 安全装置等導入促進助成

##### 1) 対象者

(一社)東京都トラック協会会員(会費未納がないこと。)

##### 2) 助成対象

原則として、東京都に使用の本拠を置く事業用トラックで、新たに装置を装着し、装置代金の支払いまたは車両のリース契約が完了しているものを助成対象とする。

##### 3) 助成対象装置

- ① 後方視野確認支援装置
  - ② 側方視野確認支援装置
  - ③ 呼気吹込み式アルコール・インターロック装置
  - ④ IT 点呼に使用する携帯型アルコール検知器
- ※型式等は東ト協ホームページ等でお知らせします。

4) 助成対象期間

平成30年4月1日から平成31年3月15日まで。

5) 申請受付期間

平成30年4月16日から平成31年3月15日まで。

6) 助成台数・助成金額

車両1台につき対象装置ごとに20,000円とし、1事業者30台までとする。

7) 助成の実施機関

(公社)全日本トラック協会

**【 問合せ先 】**

(一社)東京都トラック協会 運行管理部運行管理課

☎ 03-3359-3618

**(3) 準中型運転免許取得(限定解除)助成**

1) 助成対象者

東ト協会員事業者が、在籍するトラック運転者に対し指定自動車教習所等に於いて、限定解除の方法により準中型免許を取得した場合に費用の一部について助成を行う。

2) 助成対象期間

平成30年4月1日から翌年2月28日までに取得及び助成金申請書を提出したもの。

3) 助成額

取得者1人あたり5,000円とし、1社2名を上限とする。

なお、国等から助成金が交付されている場合、あるいは運転者個人が免許取得費用を支払った場合には助成金を交付しない。

※なお、この他に全ト協事業として、準中型運転免許の新規取得(4万円/人)、限定解除(2万5千円/人)で合計1事業者あたり10万円を上限とする助成事業を、東ト協を窓口として実施しております。

助成要件が別途定められておりますので、詳細は東ト協ホームページか、下記問合せ先へご連絡ください。

**【問合せ先】**

(一社)東京都トラック協会 運行管理部業務課

☎ 03-3359-6257

**(4) 衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成**

1) 助成対象者

車両総重量3.5トン以上、8トン未満の事業用トラックに対象装置を導入(購入またはリース)した東ト協会員事業者で、中小企業者(資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社、または常時使用する従業員数が300人以下の会社)であること。

2) 助成額

車両1台につき、10万円を上限として、装置取得価格(税抜実勢価格)の1/2までとし、1会員事業者あたり10台分まで。

3) 申請受付期間

平成30年4月16日から平成31年3月15日まで。

4) 助成対象装置

国の「事故防止対策支援推進事業(先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援)」の対象装置と同様のもので、平成30年4月1日から平成31年3月15日までの期間内に、同装置の装着が完了し、支払が終了しているものに限る。

**【 問合せ先 】**

(一社)東京都トラック協会 運行管理部運行管理課

☎ 03-3359-3618